

交対協だより7月号

福島県
福島県交通対策協議会
(事務局 福島県生活交通課)
令和8年7月23日

夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動 出動式開催!! (7/13 (月) アクティおろしまち)

7月16日(木)から7月25日(土)まで10日間実施される令和8年夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動に先立ち、7月13日(月)にウィル福島アクティおろしまちで出動式を開催しました。

福島文化幼稚園福島ぶんぶん園のみなさんによるリズムダンスや、県警で作成した飲酒運転根絶漫画の動画編の視聴、福島県指定自動車教習所協会に対する活用依頼、県警音楽隊の演奏、交通機動隊による白バイ出動を行ったほか、会場近隣の保育所から園児の皆さんが観覧に訪れる等、交通安全の機運が大いに高まる内容となりました。



集合時の状況



生活環境部長あいさつ



文化幼稚園リズムダンス



飲酒運転根絶動画 DVD・ポスターの活用依頼



県警音楽隊の演奏



白バイ出動

飲酒運転根絶ポスターの作成!!



福島県交通対策協議会 福島県警察

出動式では、今年度福島県交通対策協議会と県警で作成した飲酒運転根絶ポスターも、お披露目されました。県警で作成した飲酒運転根絶漫画を切り取ったデザインです。

データは福島県警ホームページ
<https://www.police.pref.fukushima.jp/oshirase/kikaku/insyuuntennkonzetu/tirasi01.pdf>

に掲載されているほか、福島県のホームページにも掲載予定ですので、ポスター・チラシとしてぜひご活用下さい。



ポスター・裏面

○ 令和8年6月に発生・計上された死亡事故は5件5名でした。

死亡事故の内訳は、①車両相互の事故が3件、②人対車両の事故が2件、の計5件でした。前年同月比で同数です。本年1月から6月末までの累計では、22件22名の死亡事故が発生しており、前年同期比で－6件－7名です。死亡事故は減少傾向にあるものの、発生件数及び傷者数は依然として増加傾向にあるため、引き続き交通事故防止対策を強化する必要があります。

◎ 交通事故発生状況

	発 生 件 数		死 者 数				傷 者 数		物件交通事故	
			うち高齢者							
	6 月	累 計	6 月	累 計	6 月	累 計	6 月	累 計	6 月	累 計
令和 8 年	272 件	1,681 件	5 人	22 人	4 人	14 人	339 人	2,149 人	3,602 件	23,253 件
令和 7 年	275 件	1,623 件	5 人	29 人	2 人	19 人	322 人	1,963 人	3,578 件	23,720 件
増 減 数	-3 件	58 件	0 人	-7 人	2 人	-5 人	17 人	186 人	24 件	-467 件
増 減 率	-1.1 %	3.6 %	0.0 %	-24.1 %	100.0 %	-26.3 %	5.3 %	9.5 %	0.7 %	-2.0 %

◎ 地方振興局別交通事故発生状況

	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	高速道	合計
発生件数	341件	508件	137件	146件	15件	131件	375件	28件	1,681件
前年同期比	-12件	61件	-17件	-3件	2件	19件	-4件	12件	58件
死者数	4人	6人	1人	3人	1人	3人	3人	1人	22人
前年同期比	-2人	0人	-3人	-4人	1人	2人	-1人	0人	-7人
傷者数	420人	629人	174人	191人	25人	165人	475人	70人	2,149人
前年同期比	2人	97人	-13人	10人	11人	36人	-3人	46人	186人

酒酔い運転・危険運転致死傷罪（飲酒類型）の要件明確化

令和8年7月21日から、**酒酔い運転**（道路交通法）及び**危険運転致死傷罪**（自動車運転死傷処罰法）の改正法が施行され、今まで数値化されていなかった「酒酔い」の定義について数値基準が設けられ、要件が明確になりました。改めてルールを再確認し、飲酒運転を絶対に許さない社会機運を醸成しましょう。

酒酔い運転の要件の明確化

道路交通法に規定される酒酔い運転の要件を

- ・改正前「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」
- ・改正後「身体に**血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態**
その他アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と明確化した。

危険運転致死傷罪の飲酒類型に係る要件の明確化

自動車運転死傷処罰法に規定される危険運転致死傷罪の飲酒類型に係る要件について

- ・改正前 アルコールの影響により「正常な運転が困難な状態」
- ・改正後「身体に**血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態**
その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」と明確化した。